

個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、緊急小口資金償還事務（以下「本事務」という。）にかかる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

事務所管部（地域福祉推進部）	
<p>個人情報の種類 (本事務にかかる取得・利用する個人情報)</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借入申込書 ② 貸付相談記録簿 ③ 貸付決定通知書（借受人宛、保証人宛、民生委員宛） ④ 借用書 ⑤ 連帯保証人誓約書 ⑥ 領収書 ⑦ 償還計画変更申請書 ⑧ 償還計画変更承認通知書 ⑨ 償還について（お願い）（借受人宛、保証人宛、民生委員宛） ⑩ 償還督促状（借受人宛、保証人宛） ⑪ 緊急小口資金未償還状況調査票 ⑫ 欠損調書 ⑬ 不能欠損処分報告書 ⑭ 住所・氏名等変更届 ⑮ 償還実績報告書 ⑯ 就労（予定）証明書 ⑰ 貸付同意書 ⑯ 印鑑証明書 ⑯ り災、被災証明書 ⑯ 健康保険証 ⑯ 身分証明書 ⑯ その他世帯の状況を証明する書類 ⑯ その他貸付要件に適合することを証する書類 (事故証明書、見積書 等) <p>様式は別紙のとおり</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事務を適正かつ円滑に行い、償還の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の各書類は、本事務担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 償還状況管理 ② 不納欠損処分

	<p>(2) 外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ①名古屋市16区社会福祉協議会 ②民生委員及び民生委員児童委員協議会 ③連帯保証人 ④借入申込書に記載がある借入申込世帯員 ⑤関係行政機関
その他の情報	本事業担当者及び本事業利用者にかかる民生委員は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者及び本事業利用者に関わる民生委員以外には伝えてはならない。
個人情報保護担当者	地域福祉推進部次長 丹下正己
本事業における苦情対応担当者	地域福祉推進部長 中村弘佳
備 考	平成24年4月1日 一部訂正